

岩手県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第64号

岩手県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

岩手県社会福祉審議会条例（平成12年岩手県条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（任期）</u> 第2条 <u>委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p><u>（組織）</u> 第2条 <u>審議会は、委員20人以内をもって組織する。</u>  2 <u>委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。